

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回リバーサイド茶倉・茶倉駅運営事業予定者募集に伴う 審査選定委員会
2. 開 催 日 時	令和4年5月13日（金） 午前9時30分～午前11時15分
3. 開 催 場 所	松阪市飯南町粥見 3950 番地 松阪市飯南地域振興局 2階第1会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 中畑 裕之、○ 岩尾 絹恵、中野孝是、川村 浩 稔、野呂 隆生（◎会長 ○副会長） （事務局）池田 肇、岡田 久、森本 和哉 近田 弘之、中井 弘明、笠原 央嗣
5. 公開及び非公開	非公開
6. 傍 聴 者 数	
7. 担 当	松阪市飯南町粥見 3950 番地 松阪市企画振興部 飯南地域振興局 地域振興課 担当者：岡田、森本 電 話：0598-32-2511 FAX：0598-32-3771 E-mail：chishin.nan@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- （1）委員長、副委員長の選出
- （2）募集要項（案）及び仕様書（案）等について
- （3）スケジュール及び審査選定方法について
- （4）審査の公開・非公開について
- （5）その他

議事録

別紙

第 1 回松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会記録

令和 4 年 5 月 13 日（金）9 時 30 分～11 時 15 分
飯南地域振興局 2 階第 1 会議室

（出席者）11 人（敬称略）

- ・ 審査選定委員 5 人（中畑、岩尾、中野、川村、野呂）・・・別紙名簿参照
- ・ 飯南地域振興局 3 人（池田局長、岡田参事兼課長、森本）
- ・ 企画振興部 1 人（近田 D X 推進担当理事）
- ・ デジタル未来戦略局市政改革課 2 人（中井課長、笠原主任）

（進行：岡田）

※本日の第 1 回委員会は、募集等に係る協議・検討の段階であることから、非公開とさせていただきます旨報告

1. あいさつ

- ・ 池田飯南地域振興局長

2. 委員の紹介および委嘱状の交付

- ・ 池田飯南地域振興局長より交付（敬称略）
（委嘱状）民間委員：中畑、岩尾、中野
（辞 令）行政委員：川村、野呂

3. 施設の概要及び経過説明

- ・ 事務局：森本より説明

道の駅茶倉駅は、平成 10 年、地域の豊かな自然環境をはじめとする地域資源を生かした観光情報の発信による観光交流人口や関係人口の創出及び、地域特産品の振興や地域雇用の創出による地域経済の活性化を図ることで、地域振興に寄与することを目的に設置されました。

施設の概要は、募集要項 3 ページ、1. 施設の概要に記載のとおり、レストラン、物産品の販売などを行う総合交流ターミナル施設と、24 時間利用可能なトイレと駐車場により、①道路を利用される方の休憩機能、②道路情報、観光情報や地域情報などの情報発信・提供機能、③活力ある地域づくりを行うための地域連携機能という道の駅としての 3 つの機能をあわせ持つ、国土交通省認定の道の駅になり、道路を利用される皆さんはもとより、本地域にとっても、観光交流の拠点施設として重要な役割を果たしています。

また、リバーサイド茶倉は、募集要項 11 ページ、1. 施設の概要に記載のとおり、

平成元年、観光交流と公園機能を併せもつ拠点施設として、地域の豊かな自然環境をはじめとする地域資源を生かして、主にキャンプを中心としたアウトドアレクリエーションの提供を行うことで、観光交流人口や関係人口の創出と、地域雇用の創出等を図り、地域経済の活性化につなげることで、地域振興に寄与することを目的に設置されました。

施設の概要は、宿泊が可能な総合案内施設と、キッチンなどを備えたコテージのほか、バンガロー、テントサイト、テニスコートなどを持つ、アウトドア施設になります。

平成10年には、1度に120人が利用できる大型バーキューハウスを増設するなど、施設の充実も図られてきました。

両施設とも、平成18年からは指定管理者制度を導入して運営されてきており、これまでに地域振興に重要な役割を果たしてきましたが、経営的には困難な状況が続いてきました。

平成28年4月には、民間の斬新な発想や経営手法に期待して施設管理運営事業者の公募を行い、株式会社アーリー・バードさんが指定管理者制度による施設管理運営事業者を選定され、1期目の指定管理（平成28年度）に続いて、2期目（平成29年度～令和元年度）、3期目（令和2年度から令和4年度）と計7年間にわたり、継続して指定管理者に選定されて現在に至っています。

この間、コロナ禍というマイナス要素もありましたが、指定管理者の経営努力や、近年のアウトドアブームの相乗効果もあり、平成30年度から、単年度黒字を継続するなど、現在では、経営状況は良好と言えます。

さて、池田局長のご挨拶でも申し上げましたとおり、両施設につきましては平成26年3月に、飯南・飯高地域観光施設あり方検討委員会より、『松阪市 飯南・飯高地域観光施設のあり方』の答申が出され、両施設の管理運営の考え方が示されています。

この答申では、道の駅茶倉駅は、『施設の老朽化、利用需要の低下はあるものの、飯南飯高地域の東の玄関口の総合案内機能としての役割は大きいことからこれを強化し、地域全体の情報を提供していく施設として位置づけ市の指定管理者制度による運営管理を継続する。』とされています。

また、リバーサイド茶倉につきましては、『施設の老朽化、利用需要の低下、地域内に類似施設があるなどの理由から、総合的に判断して本施設は、民間事業者または地域団体に施設を移譲する方向で検討する。移譲にあたっては、財産の保有のあり方や経営支援のあり方について地域と協議していくこととし、民間事業者または地域団体に施設を移譲するまでは、指定管理者制度による管理運営を継続する。』とされており、この方針に基づき、これまで、民間主体の経営に向け、検討を進めてきました。

そして、令和3年度にはこれまでの取り組みの大きな節目となる「サウンディング型市場調査」を実施しました。

これは、両施設の市場性とその活用方法について、民間事業者から広く管理運営の提案をいただくもので、提案募集の結果、県内外の7事業者より、様々な角度から施設の有効活用に向けた提案をいただくことができ、両施設の市場性を確認させていただくことができました。

そこで、これらも参考にしながら、また、地域の声もお聞かせいただきながら、松阪市内部において具体的な管理運営手法や公募条件についての協議を進め、本年1月14日と4月25日には、松阪市の庁内組織である民間委託等検討委員会を開催し、令和5年度以降の両施設の管理運営手法等について、本日公布の結果通知書のとおり、松阪市としての意思決定を図らせていただいたところです。

その内容は、現在の指定管理期間が終了する令和5年4月1日以降の管理運営の方向性として、両施設ともこれまで3年間という指定管理という手法で運営してきましたが、今後はリバーサイド茶倉につきましては民間事業者の有償貸付を行い、道の駅「茶倉駅」につきましては、指定管理者制度の継続により、両施設とも10年間を管理運営期間として、今後の施設運営を継続するというものです。

本日皆様方には、これまでの協議内容に基づき作成いたしました募集要項、仕様書などにつきましてご協議頂き、ご承認いただきました後に、施設管理運営事業者の公募を実施させていただきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

最後に、古くから本地域は、鮎やお茶、シイタケなど、香り高い産物が得られることから、『香肌峡』と呼ばれるようになったと言われています。

今後も、地域の豊かな自然が育む地域資源をベースに、リバーサイド茶倉及び茶倉駅を地域の拠点施設として位置づけ、多くの方に訪れていただき、地域が期待する『地域の活性化と交流拠点機能の維持・発展』につなげていきたいと考えています。

4. 議 事

(1) 委員長、副委員長の選出

- ・事務局より提案を行い、下記のとおり承認（敬称略）
- ・委員長（中畑 裕之：高田短期大学 キャリア育成学科 教授）
- ・副委員長（岩尾 絹恵：東海税理士会 松阪支部 税理士）

(2) 募集要項（案）及び仕様書（案）等について

- ・資料に基づき説明（事務局：森本より）

募集要項（案）は公募に必要な情報として、事業の概要や、施設ごとの管理運営業務に関するもののほか、応募手続きに関することや、審査選定に関すること、スケジュールや、協定・契約締結に関することなどが記載されています。

また、仕様書（案）に関しましては、茶倉駅の指定管理業務に関する具体的な業務の内容、求める水準などが記載されています。

まず、募集要項1ページには事業の概要が記載されています。

この度の公募の前提としまして、先ほど施設の概要と経緯で触れさせていただきましたとおり、管理運営手法が、これまでの３年間の指定管理による両施設の一体管理から、リバーサイド茶倉は、民間事業者への有償貸付、茶倉駅は指定管理者制度の継続ということで、別々の管理運営手法をとらせていただきます。

また、管理運営の期間を、令和５年度から１４年度までの１０年間として、両施設を一体的に管理・運営を行って頂ける事業者を募集するという形になり、これまでとは管理運営手法が大きく転換するということになります。

なお、１ページ、項目３.管理運営の手法では、その仕組みを図で記載させていただきます。

このような管理運営手法を選択した理由としましては、さきほど施設の概要及び経過説明でご説明させていただきました、平成２６年３月の『松阪市 飯南・飯高地域観光施設のあり方』の答申で、茶倉駅につきましては、指定管理者制度での運営継続が示されているとともに、国土交通省認定の道の駅という公益的機能を有する施設であることを考慮した結果となっています。

一方、リバーサイド茶倉につきましては、『松阪市 飯南・飯高地域観光施設のあり方』の答申で、民間主体の経営への移行が示されているとともに、サウンディング型市場調査により、施設の市場性を確認させていただくことができたというところで、有償貸付という形をとらせていただくこととなりました。

貸付という手法をとることにより、借受者側からすると、料金設定や、営業時間の設定など、より自由度の高い施設管理運営が可能になることで、施設のさらなる効率的・効果的な活用が見込めるとともに、収益向上と、サービスの向上が期待できます。

また、松阪市側からすると、施設の維持管理経費や施設修繕経費は事業収益で賄ってもらうことになるため、将来の財政負担を縮減することにつながるという効果が期待できます。

なお、両施設の管理運営期間を１０年間とした理由につきましては、管理期間を５年から１０年程度が適切であるというサウンディング型市場調査の提案も参考にさせていただいたこととあわせて、事業者の安定した経営と事業の継続性、事業者による投資の回収期間や、両施設の一体運営による相乗効果を期待して設定した結果となっています。

続きまして、募集要項３ページから１０ページでは、まず、指定管理者制度で管理運営を行う茶倉駅（指定管理業務）に関する応募条件について記載しています。

応募者への基本的な情報として、３ページでは１.施設の概要を記載させていただき、４ページでは管理の基準、６ページでは３.業務の範囲や４.指定の期間、７ページでは５.管理運営に要する経費など、１０ページまでにわたり、応募条件が記載されています。

７ページの５.管理運営に要する経費、(３)の②では、茶倉駅の管理のため松阪市が支払う指定管理料が示されており、その上限を、年額３,７６９,５００円とするこ

とにしています。

この算出方法につきましては、過去の指定管理に要した経費の算出方法を基準としてこれまでと同様の方法（固定経費＋植栽管理経費）で算出しています。

なお、指定管理者制度による管理運営を行う茶倉駅に関しましては、道の駅としての高い公益性を有する施設であるという性格上、管理の期間が、10年間に伸びる以外は、基本的に施設の活用方法などに、大きな変更はございません。

次に、11ページから14ページでは、民間事業者への有償貸付（賃貸借契約）により管理運営を行う、リバーサイド茶倉に関する応募条件について記載しています。

リバーサイド茶倉につきましても、主にキャンプを中心としたアウトドアレクリエーションの提供を行うことで、地域振興に寄与するという施設の活用目的は、基本的にこれまでと大きく変わるものではございません。

ただし、有償貸付という形をとるため、借受者と松阪市の間で、『市有財産賃貸借契約書』を交わし、借受者から賃貸借料をいただくこととなりますので、その賃貸借料につきましては12ページ中段、3. 賃貸借料に記載のとおり、年額1,080,000円（月額90,000円）を下限額とさせていただき、その額に満たない提案価格は無効となります。

なお、貸付という方式をとる場合、財産は、行政目的を持った行政財産から、それ以外の普通財産に用途変更を行うことになり、通常、貸付後の松阪市の費用負担は行わないものですが、12ページ上段、(2)に記載のとおり、リバーサイド茶倉の場合は、施設の成り立ちとして、別紙2、『リバーサイド茶倉管理区域図』の中央、青枠で示す『芝生広場（公園）エリア』のほか、同エリア内のトイレ等が、誰もが利用できる公園スペースとして利用されています。

また、松阪市等が実施するイベント等（例：サイクリング大会会場、まつさか香肌イレブンによる登山時の駐車・休憩、松阪市消防団飯南方面団の訓練会場、飯南地区体育振興会主催のジョギング大会会場）のスペースとして今後も利用する予定であることのほか、茶倉駅との間を結ぶ市道の茶倉橋をつなぐ接道部にもなっており、このエリアは、不特定多数の往来も見込まれることから、これらのスペースを『公益的機能を有する範囲』として位置づけているため、そのエリアの管理費用については、松阪市も一部負担する必要があると考えています。

そのため、賃貸借契約とは別途、借受者と松阪市の間で、施設管理に関する協定である、『松阪市リバーサイド茶倉芝生広場等の管理に関する年度協定書(案)』を締結した上で、12ページ下段、5. 費用負担(3)に記載のとおり、年額2,717,600円を上限として、松阪市が管理経費を負担するよう考えています。（※ただし、松阪市等が実施するイベント等に支障がない限り、借受者による事業活動に利用できるものとする。）

このように、両施設で管理運営手法が異なるという、やや複雑な形での貸付ということになりますが、松阪市としても、先ほど説明させていただきました、公

益的機能を有する範囲を、今後も維持していく必要があることから、このような形を選択させていただくことになりました。

(協定・契約の区分)

※茶倉駅・・・基本協定(10年間)、年度協定(毎年度)

※リバーサイド茶倉・・・賃貸借契約(10年間)、年度協定(毎年度)

その他、13 ページから 14 ページにかけては、施設利用料金の設定や借受者の履行責任、施設の原状回復や、資産の帰属などについて記載させていただいています。

また、15 ページ以降につきましては、応募手続きに関すること、選定に関すること(P19)、日程に関すること(P20)、また、茶倉駅に関する指定管理者の指定及び協定に関すること(P22)、リバーサイド茶倉の賃貸借契約締結に関すること(P23)などが記載されています。

なお、今後のスケジュールや、審査選定方法の詳細につきましては、次の項目でご説明させていただきますので、一旦ここで、説明を終わらせていただきます。

(質疑)

①内容見直しについて

(委員) 地域としては、茶倉の存続を強く望んでいる。この条件で応募していただけるかどうか、金額的な問題になると思う。道の駅茶倉は指定管理料、リバーサイド茶倉は公共的機能を有する部分には負担金が出て、合わせると約 650 万円。現在の指定管理料 800 万円と比べると 150 万円減る。また、さらに 108 万円の賃借料が発生するので、単純に約 260 万円減ることになる。応募業者がいなかった場合、賃借料(108 万円)を見直す予定はあるのか確認したい。

(事務局：森本) 万一応募者がなかった場合、興味を示していただいた業者に、応募できなかった理由を確認した上で、もう一度松阪市内部で協議を行い、募集要項を見直し、再度募集の予定。

②業務の継続が困難となった場合の措置

(委員) 茶倉駅とリバーサイドの一体運営ということだが、茶倉駅には、P9 に業務の継続が困難になった場合の措置がある。リバーサイド茶倉はない。一体利用ということで、この措置は両方にかかるということで良いか？

(事務局：森本) リバーサイド茶倉は契約書に記載している。契約書 16 条に、契約の解除について松阪市と協議することとしている。

(委員) 募集段階で契約書は資料として公表されるのか？

(事務局：森本) 契約書は、公募時の資料として考えていない。

(委員) 両施設の公募条件を揃えるためには、リバーサイド茶倉の契約書に記載の文言は、必要になるのではないか？

(事務局：森本) 再度協議をさせていただく。

(事務局：笠原) 契約書(案)は公募資料としていいと考えられる。

(事務局：森本) そのような取り扱いとさせていただく。

→契約書は募集資料とする予定ではなかったが、協議の結果、上記について明らかにするため、契約書(案)を募集の段階で添付することとなった。

③松阪市イベントの無料使用

(委員) 募集要項 P12、松阪市のイベントについて、無料で利用できるというが、松阪市が優先するということで、協議するというのではないのか？

(事務局：森本) 運営事業者も営業があるので、松阪市の一方的な意向ではなく、十分協議する必要があると考えている。

(委員) そのニュアンスがこの募集要項では伝わりにくいのではないのか？芝生広場だけでなく、駐車場の使用など、募集要項に全て書ききれないと思うが、応募者が分かりやすい文言にした方が良いのではないのか？

(委員長) 利用の時の優先の度合いとか、いつ頃イベントがあるのかなど、いつ頃どれくらい前に連絡してもらえるのか分かるようにした方が良いのではないのか？

(事務局：森本) 定例のイベントを一覧の資料として添付することは可能。

→協議の結果、イベント予定一覧をつけることとなった。(別紙 11)

④背景について再確認

(委員長) サウンディング型市場調査を行っているが、従来の事例と比較して 10 年は長いと感じる。指定管理と賃貸借という異なる手法で一体管理という形になったという点に関して、再度説明をお願いしたい。

(事務局：森本) 管理期間については、サウンディング型市場調査の場合でも、事業者の意向も確認しながら検討した。条例上、普通財産の貸付として 20 年という期間は設定できないことから、普通財産の貸付期間最長の 10 年とした。5 年だと投資が促進できない、また、投資の回収ができないとの理由から 10 年と決定した。

茶倉駅の指定管理継続は、駅の公益的な機能を考慮すると、松阪市が管理する必要があるという認識である。リバーサイド茶倉は、サウンディング型市場調査の個別ヒアリングの中で、貸付の可能性もあるとのご意見をいただいたので、あり方の民間移譲に近い形となるよう、貸付という手法をとることとした。

(委員長) 茶倉駅単独で経営は難しい、リバーサイド茶倉はキャンプ需要があり収益も見込めるが、公園など公益的な部分も含まれるので、最終的にこの形におさまったということでもいいか？

(事務局：森本) そのとおりです。

⑤改装

(副委員長) 募集要項 P12、改装の際、届出だけで松阪市の承認は必要ないのか？承認な

しで、コテージなどを改装する場合、ひどい改装にならないかと心配する。

また、P13、契約終了後、原状回復ということであるが、必ず原状回復させるのか？

(事務局：森本) 施設の機能の向上やサービスの向上等、前向きな形での改装、改修であれば、認めようと考えている。原状回復について、松阪市が不要と判断すれば、原状回復は求めない。

(副委員長) 届出が出て、松阪市から回答が出るということでもいいか？

(事務局：森本) そのとおりです。

⑥焚火、施設の設備

(副委員長) 松阪市森林公園は、焚火をできるようにしたことで利用者の満足度が上がったと聞く。リバーサイド茶倉では可能か？

(事務局：森本) 直火以外であれば、焚火は可能となっている。

(副委員長) 施設の設備設置状況（布団や焚火）の説明をしっかりとできるようにしておいた方が良くと思う。

(事務局：森本) ホームページなどでもお知らせしていくとは思いますが、事業者にもそのように伝えていきたい。

(委員長) 賃貸借ではあるが、遊具の管理や、応募事業者さんに伝わりやすい情報発信なども配慮していただきたいと思う。

(事務局：森本) 募集要項 P14 には、『善管注意義務』の記載もあるが、具体的な基準が伝わりにくいということもある。特に安全管理については、松阪市からもしっかりお願いさせていただく。

⑦貸付条件

(委員) 茶倉駅には仕様書があり、活用の方向が具体的に記載されているが、リバーサイド茶倉には具体的に記載されていない、募集要項で、賃貸借の条件に、「○○のようなことをやってください。施設の○○のために活用をすること。」と記載すべきではないか？

(事務局：森本) 貸付に制約を設けすぎないという認識のもと、様式第 4 号において、借受者からの具体的な提案を受けようと考えている。

(事務局：笠原) 賃貸借契約にも、地域貢献についての記述はさせていただいている。

(委員) それも確認した上での話で提案をさせていただいている。

(事務局：中井) 相手方の自由な提案を求めていくという観点から、地域振興を明確に書くということは難しい点もある。そのため、提案の段階で応募者の主体的な意思で、地域振興についても盛り込んでいただければと思っている。

(委員) 具体的な内容でなくてもいいので、それなら最初から、『施設を有効活用して管理運営を行っていく』旨を盛り込んでおいたらどうかと思う。

(事務局：森本) 「現存施設を有効活用した事業計画を提案していただきたい・・・」などの記述があるほうがいいでしょうか？

(委員) 地域委員会では、老朽化が進む施設を取り壊してキャンパススペースを造った方が自由度も上がって良いではという意見もある。活用方法にはあまり制限がかからないようにした方が良いと思う。

(委員長) 募集要項に『地域の活性化に貢献する提案をお願いする』というような文言を入れるということでもいいか？

→了承。ただし、委員の提案により、募集要項について、一部要修正を行うこととする。

⑧業務報告

(委員) 自由度を高めることと、施設活用の制約のバランスはうまく考えていった方がいいと思うので、委員長の言われた考え方でいいと思う。

その中で、業務の報告は、貸付の場合どこまで求めるのか？指定管理と同様、評価・報告も求めるという記述も入れた方が良くないか？

(委員) 恐縮だが、所用によりここで退席させていただくことになる。

地域委員会では、リバーサイド茶倉は、子どもたちの遊び場として、また、地域の宿泊施設として残してほしいという声も届いている。そのような意向も含めて審査選定を行っていきたいと考えている。

※委員1名、ここで所用により退席。

(事務局：森本) 報告については、先例として、飯高のスマールは貸付で行っているが、月例ミーティングなどで経営状況を把握している。同様に経営状況の把握を行っていくよう考えている。

(委員) 応募の有無にも関連することなので、そのことがしっかりと応募事業者に伝わるようにしていただきたい。

(委員長) 事業者と行き違いが無いように丁寧に協議をしていただくようお願いします。

(委員) 特に利用状況などは、中山間地域の指標となるものでもある。しっかりと把握できるようにしておいた方がいい。

・別紙11として、「リバーサイド茶倉 年間イベントスケジュール」を追加する。

※⑦、⑧の修正案、資料追加については、全委員確認後、確定とする。

※修正案を全委員に送付。⇒承認(5/16)

(3) スケジュール及び審査選定方法について

・資料に基づき説明(事務局：森本より)

〔(3) -1 スケジュールについて〕

スケジュールにつきましては、募集要項2ページと、20ページ以降に記載させていただいておりますが、20ページ以降を使ってご説明させていただきます。

まず、本日この場で募集用等についてのご協議を頂き、ご承認いただきましたら、募集要項及び仕様書等の配付を、1週間後の5月20日(金)から7月8日(金)までの間に行います。したがってこの期間が、公募期間ということになります。

配付は、飯南地域振興局 地域振興課窓口のほか、松阪市ホームページからダウンロードすることも可能とさせていただきます。

また、5月30日（月）の午後からは、現地での公募説明会を予定しています。

公募に関するご質問がある場合は、5月20日（金）より6月9日（木）まで受け付け、応募申請書は7月8（金）までに提出していただくことになっています。

応募申請書が提出されましたら、審査選定委員の皆さんに応募申請書一式と選定評価表を前もってお届けさせていただきますので、7月22日（金）開催予定の第2回審査選定委員会において応募事業者のプレゼンテーションとヒアリングを開催させていただきます、内容の審査をお願いいたします。

審査選定委員会による選考結果を受けて運営事業予定者の市長報告を行い、11月議会に関連議案を上程させていただき、市議会の議決（12月下旬予定）をいただければ、正式に運営事業者が決定するということになります。

なお、運営事業者が決定する12月下旬以降につきましては、次期運営事業者への業務の引継ぎ期間を経て、令和5年4月1日から、茶倉駅につきましては、指定管理者制度による施設管理運営、リバーサイド茶倉につきましては貸付による施設管理運営がスタートするということになります。

〔(3) -2 審査選定方法について〕

次に審査選定の方法についてですが、皆様に配付させていただきましたA3たての用紙、別紙10、「リバーサイド茶倉・茶倉駅運営事業予定者審査選定評価表」をご覧ください。

委員の皆様方は、応募団体から提出された応募申請書の内容をご確認いただき、この評価表のそれぞれの項目につきまして評価をお願いいたします。

なお、応募団体から提出されました応募申請書につきましては、応募期間終了後、委員の皆様にお届けさせていただきますので、7月22日予定の第2回審査選定委員会までに、前もって内容のご確認をお願いいたします。

具体的な評価の方法ですが、別紙10、上段の評価点①により、施設管理能力・施設管理アイデア等の評価を250点満点で行って頂くとともに、下段の『評価点②』による指定管理料等提案額を50点満点で評価いただき、あわせて300点を一人の持ち点として評価を行っていただくようになっています。

250点満点とする『評価点①』の評価方法は、評価の極端な偏りを防ぐため、一旦『仮採点』を行って頂き、それを持ち寄りまして委員間協議を行い、『本採点』という、2段階の評価方式にさせていただきたいと考えています。

具体的な評価方法ですが、A3資料下段、『○審査評価方法』、『評価点①について』、『①評価方法（1）～（3）』、に記載のとおり、応募団体より提出された資料の内容をもとに、

（1）委員の皆様が5段階評価で行っていただきます。

5段階評価は、「優れている」は「5」、「やや優れている」は「4」、「普通」は「3

」、「やや劣っている」は「2」、「劣っている」は「1」としていただきます。

そして、項目ごとに係数を掛けさせていただいたものが各項目の得点になりますので、それを積み上げていき、満点の場合は250点になります。

- (2) 5人の委員の皆様の合計評価点が、満点の1,250点(250点×5人=1,250点)の6割である750点(1,250点×6割)に満たない場合は、管理運営事業者の候補者としては適切ではないという判断をさせていただきます。

なお、

- (3) 評価点①において、全応募団体の得点が750点に満たない場合は、再公募を行うこととします。

次に、『評価点②』の評価方法は、A3資料反対面、『評価点②(指定管理料等提案額による評価)』に記載のとおり、下段にサンプルを載せておりますが、応募団体より提出されました、様式第3号、『指定管理料等提案書』により、

- ・松阪市の支出となる『①指定管理料』、の上限を年間3,769,500円、および、『公益的機能を有する範囲』の管理費用とする『②負担金』の上限を年間2,717,600円と設定した上で、各事業者より、それぞれ10年間の額を提示いただきます。
- ・また、松阪市の収入となる『③貸付料』については、下限額を、年間108万円と設定して、10年間の額を提示いただきます。
- ・そして、それぞれの提示額をもとに、①指定管理料+②負担金-③貸付料=により、申請者の提案価格④を算出します。
- ・次に、A3資料上段の、薄緑で着色してあります『評価点B算出式』に記載のとおり、申請者の提案価格④のうち、最低提案価格を、それぞれの申請者の提案価格④で割って、その割合を算出して、配点の50点をかけることによって評価点②を算出します。

最後に『評価点①』に『評価点②』を加算したものを各事業者の、『総合得点③』として、それが最も高い事業者を、運営事業予定団体とするものです。

以上で、審査選定方法の説明を終わらせていただきます。

(質疑)

(委員) 評価表について、『評価点①』のサウンディング参加と、『評価点②』の部分は事務局が記載ということでもいいのか？

(事務局：森本) そのとおりです。

(委員) 評価手順について再確認したい。

(事務局：森本) 事業者のプレゼンを聞いていただいた後、各委員でまず仮に点数をつけて、その後、委員間協議により各委員ごとに評価点数を決定していただく形で、2段階の評価とさせていただきます。

(委員長) 書類だけ見て行う事前評価は、行わないということでもいいか？また、問い合わせ窓口は地域振興局ということでもいいか？

(事務局：森本) そのとおりです。

※委員長より、下記の点について各委員にお願い

(委員長より)

ここで委員の皆様方にご案内がございます。

事務局の説明では、7月22日(金)に開催の第2回審査選定委員会でのプレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)までに、委員の皆様方に、前もって応募団体からの応募資料をお送りいただくということのようです。

委員の皆様方におかれましては、円滑な審査選定を行うため、前もって応募資料をご覧いただき、仮に採点を行っていただくなど、審査選定に向けたご準備をよろしくお願いいたします。

- ・ スケジュールについて、募集要項 20 ページ～22 ページに記載のとおり承認
- ・ 第2回審査選定委員会を、7月22日(金)に開催で了承

(4) 審査の公開・非公開について

- ・ 資料に基づき説明(事務局：森本より)

審査等の公開・非公開につきまして、本日の第1回審査選定委員会は、募集などに関する意思形成過程であることから、非公開としています。

次回開催の第2回審査選定委員会につきましては、『募集要項(案)19ページ、3. 選定審査、(2) プレゼンテーション等』にも記載させていただきましたが、第2回審査選定委員会で実施するプレゼンテーション及びヒアリング(質疑)と選定作業につきましては、応募者の提案に含まれる団体情報や、提案のアイデア等、知的財産の保護に配慮させていただき、非公開とさせていただきたいと思いますがご承認いただけますでしょうか。

ただし、審査選定の結果につきましてはホームページなどで公表させていただきます。

- ・ 質疑なし
- ・ 第2回審査選定委員会を非公開とすることについて承認

(5) その他

- ・ 事務局：森本より連絡

※7月22日(金)に第2回審査選定委員会を開催させていただく。終日空けておいていただくようお願いします。

※この後のスケジュールについて、任意参加により施設見学ののち、昼食とさせていただきます。(正副委員長参加)

(11時15分終了)

(施設見学、12時15分振興局帰着)